

## 令和 7 年度市民病院定期監査実施計画

### 1 計画の目的

岸和田市監査基準（令和 2 年 3 月 17 日監告示第 7 号）第 13 条第 1 項の規定により策定した令和 7 年度岸和田市監査等実施方針に基づき、令和 7 年度に岸和田市の監査委員が行う市民病院に係る定期監査の実施に関し、必要な事項を定める。

### 2 監査等の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

### 3 監査の対象

- ① 対象事務：令和 6 年度及び令和 7 年度病院事業
- ② 対象期間：令和 6 年度及び令和 7 年度 4 月から 11 月末までの収支に係るもの
- ③ 対象部：市民病院事務局

### 4 監査の着眼点

#### (1) 共通的事項

##### ① 予算の執行

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。

##### ② その他

- ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- イ 計数に違算はないか。特に各種の帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
- ウ 各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式が使用されているか。また、各種帳簿類の保存等は適正に行われているか。
- エ 経理事務について、管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。

#### (2) 収入事務

##### ① 調定事務

- ア 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 調定額の算定は適正か。また、計数に誤りはないか。
- ウ 調定の時期及び手続は適正か。
- エ 調定漏れはないか。
- オ 減免、延納等の理由及び手続は適正か。
- カ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。
- キ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

##### ② 徴収事務

- ア 納入の通知は適正に行われているか。

- イ 納期限の設定は適切か。
- ウ 分納及び徴収停止の措置は適正か。
- エ 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。
- オ 収入の消込みに誤り、漏れ又は遅延が生じているものはないか。
- カ 口座振替による収納手続は適正に行われているか。
- キ 指定納付受託者を指定した場合、所定の告示及び公表を行っているか。
- ク 指定納付受託者による収納手続は適正に行われているか。

③ 現金取扱事務

- ア 出納員等以外の者が現金を取り扱っていないか。
- イ 領収書の取扱いは適正に行われているか。
- ウ 現金（収納金、前渡資金、概算払金、釣銭準備金等）、有価証券、金券等は、適正に取扱及び保管されているか。また、私金と混同していないか。
- エ 釣銭準備金の設定は適正か。
- オ 領収書を発行しない収納金の確認は適正に行われているか。
- カ 収納金は遅滞なく出納取扱金融機関等に払い込まれているか。

④ 滞納整理事務

- ア 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ、記録しているか。
- イ 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。
- ウ 督促、催告及び時効中断手続は適時かつ適正に行われているか。
- エ 債権管理は適切に行われているか。
- オ 不納欠損処分は適切に行われているか。
- カ 時効の起算点に誤りはないか。

(3) 支出事務

① 支出一般

- ア 違法、不当な支出はないか。
- イ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
- ウ 支出負担行為は法令等に違反していないか。
- エ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。
- オ 予算流用、予備費充当の手続及び時期は適正か。
- カ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等の定めるところにより適時、適正に行われているか。

② 旅費の支出

- ア 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。また、旅費の調整が必要な場合は適正に行われているか。
- イ 旅費支出の目的及び履行が確認できる文書等が整備されているか。
- ウ 目的、期間、時期、人員等から考えて、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。

③ 契約事務

- ア 入札の方法及び手続は適正か。

イ 契約の方法及び手続は適正か。

ウ 随意契約による場合、その理由は適正か。

エ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

カ 設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。

キ 公金の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。

ク 契約書どおりの履行がなされているか。また、契約内容の履行確認は適正に行われているか。

#### (4) 財産管理事務

##### ① 財産の貸付（使用許可）

ア 貸付（使用許可）の理由は適切か。

イ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

ウ 貸付（使用）料及び保証金の減免について、その理由及び金額は適正か。

##### ② 固定資産の管理

ア 固定資産の取得事務は適正に行われているか。また、良好に管理され、効率的に活用されているか。

イ 固定資産の処分は適正か。

ウ 固定資産台帳の整備は適正か。

##### ③ 貯蔵品の管理

ア 貯蔵品の調達は、数量、価格、時期等において経済的か。

イ 貯蔵品の在庫管理は適正か。

##### ④ 基金

ア 基金運用から生ずる収益の処理は適切に行われているか。

イ 収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。

#### (5) 事業管理

① 事業の目的は明確になっているか。また、基本構想その他関係がある計画に即したものであるか。

② 事業は、経済性、効率性、有効性が十分に考慮されているか。

#### (6) 組織管理

① 内部統制体制は整備され有効に機能しているか。

② 職務権限及び責任体制は明確になっているか。

#### (7) 経営管理

① 経営成績及び財政状態は良好か。また、どのように推移しているか。

② 業務の改善と効率化を図り、組織及び運営の合理化に努めているか。

③ 累積欠損金及び不良債務の解消の努力はなされているか。

④ 他の会計との経費の負担区分は適正か。

(8) 事務管理

① 文書の収発、整理及び保存は適切か。

5 重点調査事項

令和7年度の重点調査事項については、「4 監査の着眼点」のうち、下線の項目を着眼点とする。

6 個別の調査事項

重点調査事項とは別に、前回の指摘事項・その他部内における注意を要する事項・観察事項、新規事業、課題のある事業等について、特に今年度調査する必要がある事項を個別の調査事項とする。

7 監査の主な実施手続

監査の実施手続の選択については、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」
- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 事実の存否又は問題点等について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

8 定期監査の基本的な実施方法

(1) 実施通知

おおむね監査実施日の2か月前に市民病院事務局に文書で通知する。

(2) 局内協議

事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や重点調査事項、その他調査事項等について局内で協議し、確認する。

(3) 事前調査

市民病院事務局から提出された監査資料をもとに、予算執行額の確認や使用帳簿類の点検を行う。なお、必要に応じて現地調査を実施することがある。

(4) 局内協議

書類等調査後、市民病院事務局に対してヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。

(5) ヒアリング

上記の点検等での疑問点については、市民病院事務局の職員に対してヒアリングを行う。

(6) 局内協議

- ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめ、問題点については、指摘事項、注意事項、観察事項に分類した担当者案を提示する。
- ② 各担当者案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。

(7) 監査委員へ復命

事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。

(8) 監査委員監査

市民病院事務局長及び各課長が出席し、市民病院事務局長からの監査資料説明の後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに監査事務局からの報告内容についての事実確認や対象部課の見解を聴取する。なお、最新の設備や取組み、課題等について、監査委員が現地で検分することがある。

(9) 監査委員協議

監査での質疑応答等を踏まえ、「指摘事項」とするのか、「その他部内における注意を要する事項」とするのか、「観察事項」とするのかを協議し、決定する。

(10) 監査結果の報告

監査終了後、速やかに監査結果報告書を取りまとめ、議会、市長等への報告及び公表を行う。（おおむね20日以内）

(11) 監査調書を整理する。

9 監査の実施場所、日程及び事務分担

(1) 実施場所

市民病院

(2) 日程及び事務分担

令和7年度岸和田市監査等年間計画のとおり

10 その他監査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。